

諮問番号：令和7年度諮問第31号
答申番号：令和7年度答申第33号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和6年6月24日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

本件処分により決定した保護費は前回令和6年3月29日付けで決定された保護費（63,460円）より7,680円低い。年金額が上がったという理由であるがプラスマイナスゼロであれば物価上昇が反映されておらず、健康で文化的な生活水準を維持できない。この金額では障害者加算が加算されているとも思えない。

また、家電製品の購入についても借入れにて賄うよう指導されたが不当である。

よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、審査請求人及び妻の障害基礎年金額と障害年金生活者支援給付金額が変更されたことに伴い、収入認定額を変更し、令和6年6月分の保護費を決定する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、本件処分により決定した保護費が少なく、健康で文化的な生活水準を維持できないこと及び本件処分において障害者加算が算定されていないことを主張する。法第8条及び生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第1第1章のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされている（最高裁昭和42年5月24日大法廷判決・民集第21巻5号1043頁）。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の2、第8の3（2）ア（ア）及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1（4）アのとおり、収入の認定は、月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされ、年金等の収入については、その実際の受給額を認定することとされ、1年以内の期間ごとに支給される年金等は、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

さらに、局長通知第10の2（8）のとおり、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

そして、国民年金法（昭和34年法律第141号）第18条第3項、第27条、第27条の2第2項及び第3項、第33条第1項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第4条第1項及び第3項、第15条第1項、第16条、第19条において準用する第6条第1項及び第3項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第132号）による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成30年政令第364号。以下「本件年金生活者支援給付金施行令」という。）第4条の2までのとおり、障害基礎年金の額は、毎年度改定される改定率を当該年度の4月以降の年金の給付に適用することとされ、障害年金生活者支援給付金は、総務

省において作成する年平均の全国消費者物価指数に応じてその翌年の4月以降の給付基準額を改定することとされている。

これらを踏まえ、以下、本件処分の適否について検討すると、国民年金法第18条第3項、第27条、第27条の2、第33条第1項、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第127号）第9条による改正後の国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年政令第92号。以下「本件国民年金政令」という。）第1条により、令和6年度の審査請求人及び妻にかかる障害基礎年金額は両者共に816,000円であり、局長通知第8の1（4）アのとおり、これを各月に分割すると、1月あたりの額は68,000円である。また、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第4条第1項及び第3項、第15条第1項、第16条、第19条において準用する第6条第1項及び第3項並びに本件年金生活者支援給付金施行令第4条の2により、同年度の審査請求人及び妻にかかる障害年金生活者支援給付金額は両者共に月額5,310円である。このように、障害基礎年金の額については毎年度改定されるものであり、処分庁は、審査請求人世帯の年金情報の照会結果を踏まえ、審査請求人及び妻の受給する障害基礎年金の額が同年6月の支給分から月額68,000円に改定されること、また、障害年金生活者支援給付金の額が同月の支給分から月額5,310円に改定されることを確認していたことから、次官通知第8の2のとおり、審査請求人世帯の収入として認定すべき額をほぼ確実に推定できたものと認められる。

以上のことから、本件処分は、令和6年6月分の保護費について、保護の基準に基づき、審査請求人世帯の最低生活費として、基準生活費123,500円、障害者加算額35,740円及び住宅扶助費47,000円の合計206,240円を算定したうえで、審査請求人及び妻のそれぞれにおいて、障害基礎年金については改定後の額68,000円を、障害年金生活者支援給付金については改定後の額5,310円を収入することとなる旨変更し、審査請求人世帯の収入を146,620円と認定することによって保護費を変更するものであり、この変更により生じた過支給額3,840円を同年7月分保護費にて収入充当とする取扱いについて、本件処分の内容と併せて通知していることが認められる。したがって、本件処分において、障害者加算額は適切に算定されており、保護費に違算はなく、本件処分に至る判断及び手続に誤りは認められないことから、本件処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

- (3) なお、審査請求人は、家電製品の購入について処分庁が借金を勧めることが不当である旨主張する。本件処分は、障害基礎年金及び障害年金生活者支援給付金のそれぞれの額が変更となることに伴い、審査請求人世帯の

収入認定額を変更する定例的な処分であると認められる。また、審査請求人が本件処分を行う以前に、処分庁に対し、家電製品に係る費用の支給について申請したか否かは判然としないものの、仮に審査請求人から家電製品の購入費用に関する支給申請があったとしても、このような申請に対する処分庁の判断は、本件処分とは別の手続の中で行われるものであるから、審査請求人の主張は採用できない。さらに、家電製品の購入に関し、処分庁が貸付等の手段を案内することは、法に基づく保護の決定及び実施に関する処分に該当しないため、この点に関する適否は当審査庁の判断外事項である。

(4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分の適法性を左右するものではないが、本件処分の理由提示について疑義があるため、以下付言する。

不利益処分の名宛人に対し処分の理由の提示が求められる趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）の便宜を図ることにあると解される。そして、理由付記の程度については、当該処分の根拠法令等の規定内容、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決すべきである。

本件処分通知書には、いかなる事実についてどのように法令等を適用して本件処分が行われたかについての記載がない。

年金額の改定は毎年行われるもので、既に理解している被保護者もいると思われること、また、審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分通知書において、根拠となる法令等のみならずその適用関係について記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、いかなる事実関係に基づきいかなる法規等を適用して処分を行ったかを具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきであ

る。

第4 調査審議の経過

令和7年11月7日 諮問の受付

令和7年11月11日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：11月25日

口頭意見陳述申立期限：11月25日

令和7年12月22日 第1回審議

令和8年 1月30日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定められている。
- (4) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

- (5) 保護の基準別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を

規定しており、処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯（2人世帯）の居宅基準の基準生活費の額は123,500円（第1類基準額81,658円（2人分）、第2類基準額38,060円（世帯単位）、経過的加算額1,780円（2人分）、特例加算額2,000円（2人分）の合計。10円未満切上。）である。また、同基準第2章2は、障害者加算について規定しており、処分庁所管区域内における審査請求人及び妻の障害者加算額は両者ともに17,870円である。さらに、同基準別表第3の2及び生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃、間代等）の限度額の設定について（平成27年4月14日社援発第9号厚生労働省社会・援護局長通知。）1（1）に基づき、処分庁所管区域内の本件処分時における2人世帯の住宅扶助（家賃、間代等）の限度額は47,000円である。

- (6) 次官通知第8の2は、収入認定の原則について、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。また、第8の3（2）ア（ア）は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (7) 局長通知第8の1（4）アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の支給額を原則として受給月から次回受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。なお、当該給付について1年を単位として受給権が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。」と記している。

また、局長通知第10の2（8）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び（7）のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき、扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し

支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。)」と定めている。

なお、局長通知は処理基準である。

- (8) 国民年金法第18条第3項は、「年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。(後略)」と定めている。そして、同法第33条第1項は、「障害基礎年金の額は、780,900円に改定率を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)」と定めている。この点について、改定率とは同法第27条において「(前略)次条第1項の規定により設定し、同条(第1項を除く。)から第27条の5までの規定により改定した率をいう。(後略)」と定めるところ、同法第27条の2第1項において、「平成16年度における改定率は、1とする。」と定めている。また、同条第2項は「改定率については、毎年度、第1号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第2号及び第3号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の4月以降の年金たる給付について適用する。(後略)」と、同条第3項は、「前項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。」と定めている。
- (9) 本件国民年金政令第1条は、「令和6年度における国民年金法第27条に規定する改定率は、昭和31年4月1日以前に生まれた者については1.042とし、同月2日以後に生まれた者については1.045とする。」と定めている。
- (10) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第15条第1項は、「国は、国民年金法の規定による障害基礎年金(以下単に「障害基礎年金」という。)の受給権者であって当該障害基礎年金を受ける権利について同法第16条の規定による裁定の請求をしたもの(以下この条において「障害基礎年金受給権者」という。)が、その者の前年の所得(1月から9月までの月分のこの項に規定する障害年金生活者支援給付金については、前々年の所得とする。)がその者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(第20条第1項において「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該障害基礎年金受給権者に対し、障害年金生活者支援給付金を支給する。」と定め、障害年金生活者支援給付金の支給対象を定めている。また、同法第16条は、「障害年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額(中略)とする。」と定めている。

また、支給基準については同法第4条において定めるところ、同条第1項は、「給付基準額（前条第1号に規定する給付基準額をいう。以下同じ。）は、5,000円とする。」と、同条第2項は、「給付基準額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この項において「物価指数」という。）がこの法律の施行の日の属する年の前年（この項の規定による給付基準額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下回るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の4月以降の給付基準額を改定する。」と、同条第3項は、「前項の規定による給付基準額の改定の措置は、政令で定める。」としている。

さらに、同法第19条において準用する第6条第1項は、「老齢年金生活者支援給付金の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、老齢年金生活者支援給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と、同条第3項は、「老齢年金生活者支援給付金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。

- (11) 本件年金生活者支援給付金施行令第4条の2は、「令和6年4月以降の月分の給付基準額（法〔年金生活者支援給付金の支給に関する法律〕第3条第1号に規定する給付基準額をいう。）については、法第4条第1項中「5,000円」とあるのは、「5,310円」と読み替えて、法の規定を適用する。」と定めている。

なお、改正前の同条においては、令和5年4月分以降の月分の給付基準額は「5,140円」と読み替えることとされていた。

- (12) 行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。（後略）」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は昭和37年〇月〇〇日生まれ、本件処分時年齢62歳であり、内縁の妻（昭和41年〇月〇〇日生まれ、本件処分時年齢57歳。以下「審査請求人妻」という。）と〇〇〇〇にて同居し同一世帯を構成している。
- (2) 平成21年5月22日付けで、処分庁は審査請求人に対し法による保護を開始した。
- (3) 審査請求人には平成22年4月17日に、審査請求人妻には平成20年12月3日に障害基礎年金の受給権が発生した。

また、審査請求人及び審査請求人妻は、令和5年度までは障害基礎年金795,000円（月額66,250円）及び年金生活者支援給付金5,140円（月額）を受給し、収入認定を受けていたところ、令和6年度に障害基礎年金額が816,000円（月額68,000円）に、年金生活者支援給付金が月額5,310円に改定された。

- (4) 令和6年6月24日付けで、処分庁は審査請求人に対し、本件処分を行った。審査請求人に送付した保護決定（変更）通知書には以下の記載がある。
- 「1 保護の種類及び支給額」の項目に7月分以降支給額として「生活扶助 8,780」、「住宅扶助 47,000」、「合計 55,780」と、「3 保護の変更の時期」として「令和6年6月1日」と、「4 変更の理由」として「(前略)〔審査請求人〕さんの障害基礎年金2級【年金額】の認定替えによる。(中略)〔審査請求人〕さんの障害年金生活者支援給付金【給付金額】の認定替えによる。(中略)〔審査請求人妻〕さんの障害基礎年金2級【年金額】の認定替えによる。(中略)〔審査請求人妻〕さんの障害年金生活者支援給付金【給付金額】の認定替えによる。◆過支給額は3,840円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和6年7月分に3,840円収入充当します。」
- (5) 令和6年9月27日、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 処分庁は、審査請求人及び審査請求人妻の障害基礎年金額と障害年金生活者支援給付金額が変更されたことに伴い、収入認定額を変更し、令和6年6月分の保護費を決定する本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 審査請求人は、本件処分により決定した保護費が少なく、健康で文化的な生活水準を維持できないこと及び本件処分において障害者加算が算定されていないことを主張する。法第8条第1項及び保護の基準別表第1第1章のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならぬものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされている（最高裁昭和42年5月24日大法廷判決・民集第21巻5号1043頁）。
- また、次官通知第8の2、第8の3(2)ア(ア)及び局長通知第8の1(4)アのとおり、収入の認定は、月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされ、年金等の収入については、その実際を受給額を認定することとされ、1年以内の期間ごとに

支給される年金等は、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

さらに、局長通知第10の2(8)のとおり、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

そして、国民年金法第18条第3項、第27条、第27条の2第2項及び第3項、第33条第1項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第4条第1項及び第3項、第15条第1項、第16条、第19条において準用する第6条第1項及び第3項、本件国民年金政令第1条、本件年金生活者支援給付金施行令第4条の2のとおり、障害基礎年金の額は、毎年度改定される改定率を当該年度の4月以降の年金の給付に適用することとされ、障害年金生活者支援給付金は、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数に応じてその翌年の4月以降の給付基準額を改定することとされている。

これらを踏まえ、以下、本件処分の適否について検討すると、国民年金法第18条第3項、第27条、第27条の2第2項及び第3項、第33条第1項、本件国民年金政令第1条により、令和6年度の審査請求人及び審査請求人妻にかかる障害基礎金額は両者共に816,000円(780,900円×1.045)であり、局長通知第8の1(4)アのとおり、これを各月に分割すると、1月あたりの額は68,000円である。また、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第4条第1項及び第3項、第15条第1項、第16条、第19条において準用する第6条第1項及び第3項、本件年金生活者支援給付金施行令第4条の2により、同年度の審査請求人及び審査請求人妻にかかる障害年金生活者支援給付金額は両者共に月額5,310円である。

このように、障害基礎年金の額については毎年度改定されるものであり、処分庁は、審査請求人世帯の年金情報の照会結果を踏まえ、審査請求人及び審査請求人妻の受給する障害基礎年金の額が同年6月の支給分から月額68,000円に改定されること、また、障害年金生活者支援給付金の額が同月の支給分から月額5,310円に改定されることを確認していたことから、次官通知第8の2のとおり、審査請求人世帯の収入として認定すべき額をほぼ確実に推定できたものと認められる。

以上のことから、本件処分は、令和6年6月分の保護費について、保護の基準に基づき、審査請求人世帯の最低生活費として、基準生活費123,500円、障害者加算額35,740円及び住宅扶助費47,000円の合計206,240円を算定したうえで、審査請求人及び審査請求人妻のそれぞれ

れにおいて、障害基礎年金については改定後の額68,000円を、障害年金生活者支援給付金については改定後の額5,310円を収入認定することとなる旨変更し、審査請求人世帯の収入を146,620円(68,000円及び5,310円の合計の2人分)と認定することによって保護費を変更するものであり、この変更により生じた過支給額3,840円(障害基礎年金の差額月額1,750円及び年金生活者支援給付金の差額月額170円の合計の2人分)を同年7月分保護費にて収入充当とする取扱いについて、本件処分の内容と併せて通知していることが認められる。

したがって、本件処分においては、障害基礎年金額及び年金生活者支援給付金額が増加し、その増額分が収入認定されたことにより保護費が減じたものであって、障害者加算額は適切に算定されており、保護費に違算はなく、本件処分に至る判断及び手続に誤りは認められないことから、本件処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

- (3) なお、審査請求人は、家電製品の購入について処分庁が借金を勧めることが不当である旨主張する。

本件処分は、障害基礎年金及び障害年金生活者支援給付金のそれぞれの額が変更となることに伴い、審査請求人世帯の収入認定額を変更する定例的な処分であると認められる。また、審査請求人が本件処分を行う以前に、処分庁に対し、家電製品に係る費用の支給について申請したか否かは判然としないものの、仮に審査請求人から家電製品の購入費用に関する支給申請があったとしても、このような申請に対する処分庁の判断は、本件処分とは別の手続の中で行われるものであるから、審査請求人の主張は採用できない。さらに、家電製品の購入に関し、処分庁が貸付等の手段を案内することは、法に基づく保護の決定及び実施に関する処分に該当しないため、この点に関する適否は本件処分に影響を及ぼすものではない。

- (4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

本件審査請求においては、審査庁が令和6年11月8日に処分庁に反論書を送付した旨記録されているが、そのあと令和7年10月16日に審査関係人に審理手続終結の旨を通知するまで、約1年の間審理が行われた記録がない。

審査においてこのような空白期間が生じた理由は不明であるが、行政不服審査法は第1条で簡易迅速な権利義務の救済を旨としており、手続をこれだけの

期間停止させることは適切ではない。審査庁においては、同法第28条の趣旨を念頭におき、事務分担の見直しや事務の効率化に努め、迅速かつ公正な審理の実現のため、審理手続を計画的に進行させるべく工夫、努力することが今後も求められる。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 一高 龍司

委員 渋谷 麻衣子

委員 酒井 貴子